No.１３

令和７年（９月）

第３回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第７９号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	１
第８０号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例	学校教育課	４
第８１号	熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例	市民活動推進課	５
第８２号	熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例	保育課	７
第８３号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課	８
第８４号	熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例	健康づくり課	１０
第８５号	熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例	母子健康センター	１１
第８６号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例	下水道課	１２
第８７号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	経営課	１３
第８８号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道課	１４
第８９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	１５
第９０号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	資産税課	１６
第９１号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	生活福祉課	１７
第９２号	熊谷市立こども館条例	こども課	１９
第９３号	熊谷市子育て支援・保健拠点施設条例	こども課	２８
第９４号	熊谷市立地域会館条例	中央公民館	３９
第９５号	工事請負契約の締結について （(仮称）第２中央生涯活動センター建築工事）	市民活動推進課（契約課）	５１
第９６号	工事請負契約の締結について （(仮称）第２中央生涯活動センター電気工事）	市民活動推進課（契約課）	５２

第９７号	工事請負契約の締結について （(仮称）第２中央生涯活動センター設備工事）	市民活動推進課（契約課）	５３
第９８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事）	教育総務課（契約課）	５４
第９９号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事）	教育総務課（契約課）	５５
第１００号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））	教育総務課（契約課）	５６
第１０１号	市道路線の廃止について	管理課	５７

議案第７９号

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項、第２項、第３項及び第５項」に改める。

第１８条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第１９条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１９条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該

残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１９条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１９条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１９条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（第２１条において「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２０条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２１条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２１条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における同条第１項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第１９条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、子の養育に係る部分休業を拡充するとともに、部分休業の承認等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８０号

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号の表熊谷市立長井小学校の項及び熊谷市立秦小学校の項を削り、同表熊谷市立妻沼西小学校の項の次に次のように加える。

熊谷市立妻沼東小学校	熊谷市上根３５８番地

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立妻沼東小学校を設置するとともに、熊谷市立長井小学校及び熊谷市立秦小学校を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８１号

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例（平成１７年条例第１２５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市立地域コミュニティセンター条例

第１条中「熊谷市地域コミュニティセンター」を「熊谷市立地域コミュニティセンター」に改める。

第２条中「つぎ」を「次」に改め、同条の表熊谷市立男沼地域コミュニティセンターの項から熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンターの項まで及び熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンターの項を削る。

別表熊谷市立男沼地域コミュニティセンターの項から熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンターの項まで及び熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンターの項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定（同条の表熊谷市立男沼地域コミュニティセンターの項から熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンターの項までを削る部分に限る。）及び別表の改正規定（熊谷市立男沼地域コミュニティセンターの項から熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンターの項までを削る部分に限る。）は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター等を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８２号

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例

熊谷市立保育所条例（平成１７年条例第１３５号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立荒川保育所の項及び熊谷市立銀座保育所の項を削り、同表熊谷市立籠原保育所の項の前に次のように加える。

熊谷市立中央保育所	熊谷市石原三丁目２７番地	１５０人

別表熊谷市立石原保育所の項及び熊谷市立玉井保育所の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立中央保育所を設置するとともに、熊谷市立荒川保育所等を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８３号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項の表に定める２級の障害を有するもの

第３条第２項第１号中「前条第１項第４号又は第５号」を「前条第１項第５号又は第６号」に改める。

第４条第１項中「ときの一部負担金」の次に「又は第２条第１項第４号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金」を加え、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項本文」を「第１項本文」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５８条第１項の規定により支給された自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療（以下この項において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律第５０条に規定する後期高齢者医療の被保険者であって、精神通院医療に該当する医療費に

ついて自立支援医療費が支給されなかった場合における当該自己負担分を含む。）をいう。

第６条第２項及び第９条第２項中「第４条第２項本文」を「第４条第３項本文」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

重度心身障害者医療費の助成の対象となる重度心身障害者の範囲の拡大等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８４号

熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例

熊谷市保健施設条例（平成１７年条例第１６３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市保健センター条例

第１条中「熊谷市保健施設」を「熊谷市保健センター」に、「「保健施設」を「「保健センター」に改める。

第２条を次のように改める。

（位置）

第２条　保健センターの位置は、熊谷市石原三丁目２７番地とする。

第３条から第５条までの規定中「保健施設」を「保健センター」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市保健センターを設置するとともに、熊谷保健センター等を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８５号

熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

熊谷市休日・夜間急患診療所条例（平成１７年条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「熊谷市大原一丁目５番３６号」を「熊谷市石原三丁目２７番地」に改める。

第４条第１項中「、小児科及び歯科」を「及び小児科」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項中「とし、診療科目は内科及び小児科」を削る。

第５条第１項中「又は別表第２歯科診療報酬点数表」を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市休日・夜間急患診療所の位置を変更するとともに、同診療所における歯科の診療を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８６号

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例

熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条に規定する管理者又は同法第３９条の２第１項に規定する企業長を含む。）が指定をした者が当該工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第５１条第２項第４号中「（昭和２７年法律第２９２号）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

災害その他非常の場合における排水設備指定工事店の指定に係る特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８７号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「養育するため１日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は１年につき市長が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８８号

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条に規定する管理者又は同法第３９条の２第１項に規定する企業長を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

災害その他非常の場合における工事の施行に係る特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８９号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立石原児童クラブの項中「熊谷市本石一丁目１０番地」を「熊谷市石原三丁目２７番地」に改め、同表熊谷市立第４石原児童クラブの項及び熊谷市立第５石原児童クラブの項を削り、同表熊谷市立第３玉井児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第４玉井児童クラブ	熊谷市高柳１１６番地１

別表熊谷市立大里さくら児童クラブの項中「熊谷市箕輪７番地」を「熊谷市箕輪３０番地１」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立石原児童クラブ及び熊谷市立大里さくら児童クラブの位置を変更するとともに、熊谷市立第４玉井児童クラブの新設並びに熊谷市立第４石原児童クラブ及び熊谷市立第５石原児童クラブの廃止を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９０号

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例（平成２６年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「令和８年１月１日」を「令和１２年１月１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

本市の定住人口の増加を促進するため、固定資産税等に係る課税免除の対象住宅の適用期限を延長したいので、この案を提出するものであります。

議案第９１号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の４の項を削り、同表５の項を同表４の項とする。

別表第２の４の項を削り、同表５の項中

「

」を

「

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの	
生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に	

」

	関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの」

	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの」

に改め、同項を同表４の項とし、同表６の項を同表５の項とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る規定を削除したいので、この案を提出するものであります。

議案第９２号

熊谷市立こども館条例

（設置）

第１条　地域における遊び及び生活の援助並びに子育て支援を行うことにより、子どもの心身を育成し情操を豊かにするとともに、子育て環境の充実を図るため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。第３条及び第７条第１号において「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、熊谷市立こども館（以下「こども館」という。）を設置する。

（位置）

第２条　こども館の位置は、熊谷市石原三丁目２７番地とする。

（業務）

第３条　こども館は、次に掲げる業務を行う。

⑴　法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務

⑵　法第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業に関する業務

⑶　ファミリー・サポート・センター事業（法第６条の３第１４項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。）に関する業務

⑷　法第４０条に規定する児童厚生施設に関する業務

⑸　利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条第１号に規定する事業をいう。）に関する業務

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（職員）

第４条　こども館に館長その他必要な職員を置く。ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理

者」という。）にこども館の管理を行わせる場合は、この限りでない。

（休館日）

第５条　こども館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用時間）

第６条　こども館の利用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用者の範囲）

第７条　こども館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　法第４条第１項に規定する児童（満１８歳に達した日の属する会計年度の末日までの間にある者を含む。）及びその保護者

⑵　子育てを支援する活動を実施する者

⑶　その他市長が適当と認める者

（利用の制限）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、こども館の利用を制限することができる。

⑴　秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

⑵　危険物その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

２　市長は、前項各号に掲げる者を除き、正当な理由がなくこども館の利用を制限してはならない。

（専用利用の許可等）

第９条　こども館の施設（以下「施設」という。）を専用利用しよう

とする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設については、当該各号に定める時間帯においては、専用利用できないものとする。

⑴　軽体育室　午前９時から午後７時まで

⑵　子育て広場　午後６時３０分から午後９時まで

⑶　視聴覚室　午前９時から午後７時まで

⑷　多目的室　午前９時から午後７時まで

⑸　集会室　午前９時から午後７時まで

３　市長は、こども館の専用利用を拒むに足りる正当な理由がなければ、こども館の専用利用を許可しなければならない。

４　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、こども館の専用利用を許可してはならない。

⑴　こども館の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。

⑵　秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

⑶　施設の管理上支障があるとき。

⑷　その他利用が不適当と認められるとき。

５　市長は、こども館の専用利用を許可するに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第１０条　前条第１項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、こども館を当該許可の目的のほかに利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（特別設備の禁止）

第１１条　専用利用者は、施設に特別の設備をし、又は現状を変更してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限り

でない。

（専用利用許可の取消し等）

第１２条　次の各号に該当するときは、市長は、専用利用の許可の制限、停止又は取消しをすることができる。

⑴　不正な手段によって専用利用の許可を受けたとき。

⑵　第９条第５項の規定による条件に違反したとき。

⑶　第１０条の規定に違反したとき。

⑷　その他市長において不適当と認めたとき。

２　市は、専用利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第１３条　専用利用者（第７条第１号に掲げる者を除く。第３項において同じ。）は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

⑴　次号に掲げる施設以外の施設　３０分につき２００円

⑵　軽体育室（全面を利用するものに限る。）　３０分につき４００円

２　前項の規定にかかわらず、専用利用する時間が３０分未満であるとき、又は当該時間に３０分未満の端数があるときは、当該時間については、３０分として計算するものとする。

３　専用利用者が熊谷市に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外のものの場合の使用料は、前２項の規定により算出した使用料の１００分の１５０に相当する額とする。

（使用料の減免）

第１４条　市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減免

することができる。

（使用料の不返還）

第１５条　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

⑴　専用利用者の責めによらない理由により、施設を利用することができなかったとき。

⑵　その他特に返還することが適当であるとき。

（原状回復）

第１６条　専用利用者は、利用を終了したときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。第１２条第１項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第１７条　専用利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの制限等）

第１８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども館への立入りを拒絶し、又は退去を命ずることができる。

⑴　こども館の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。

⑵　秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

⑶　施設の管理上支障があるとき。

⑷　その他利用が不適当と認められるとき。

（指定管理者による管理）

第１９条　市長は、こども館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に次に掲げる業務を行わせることができる。

⑴　第３条第１号及び第４号に掲げる業務

⑵　こども館の維持管理に関する業務

⑶　前２号に掲げる業務のほか、市長が別に定める業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第８条、第９条、第１１条、第１２条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１２条第２項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第２０条　指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとする者の申請により行う。

２　市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

⑴　公平な利用を確保することができること。

⑵　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うことができること。

⑶　設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

⑷　指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

⑸　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

第２１条　市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

２　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しよう

とするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第２２条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

⑴　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うこと。

⑵　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

２　市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

⑴　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

⑵　指定管理業務の実施に関し必要な事項

⑶　指定管理業務の事業報告に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、管理の適正を期するため必要な事項

（指定の取消し等）

第２３条　市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　指定管理業務又はその経理に関する市の指示に従わないとき。

⑵　第２０条第２項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

⑶　前条第１項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

３　第２１条第１項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第２４条　指定管理者は、こども館の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

２　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第２５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第２０条第１項の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（熊谷市児童館設置及び管理条例の一部改正）

３　熊谷市児童館設置及び管理条例（平成１７年条例第１３８号）の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市立児童館条例

第１条中「児童館」を「熊谷市立児童館（以下「児童館」という。）」に改める。

第５条第２項第２号中「刀剣、」を「危険物」に改める。

第７条第１項中「たりる」を「足りる」に改める。

別表熊谷市立石原児童館の項を削る。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

地域における遊び及び生活の援助並びに子育て支援を行うことにより、子どもの心身を育成し情操を豊かにするとともに、子育て環境の充実を図るため、熊谷市立こども館の設置及び管理について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９３号

熊谷市子育て支援・保健拠点施設条例

目次

第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　広場・施設利用者用駐車場
第１節　広場（第９条―第１５条）
第２節　施設利用者用駐車場（第１６条・第１７条）
第３章　指定管理（第１８条―第２３条）
第４章　雑則（第２４条）
附則

第１章　総則

（設置）

第１条　子育て支援・保健に係る機能の充実及び連携強化を図り、市民生活の発展に資するため、熊谷市子育て支援・保健拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

（位置）

第２条　拠点施設の位置は、熊谷市石原三丁目２７番地とする。

（拠点施設の構成）

第３条　拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

⑴　熊谷市立中央保育所
⑵　熊谷市保健センター
⑶　熊谷市休日・夜間急患診療所
⑷　熊谷市立石原児童クラブ
⑸　熊谷市立こども館
⑹　広場（中央広場、すこやか広場、舗装広場及び芝生広場をいう。以下同じ。）
⑺　施設利用者用駐車場（北駐車場及び東駐車場をいう。以下同

じ。）

（関係条例）

第４条　前条に掲げる施設の業務及び管理運営は、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める条例の規定によるものとする。

⑴　熊谷市立中央保育所　熊谷市立保育所条例（平成１７年条例第１３５号）

⑵　熊谷市保健センター　熊谷市保健センター条例（平成１７年条例第１６３号）

⑶　熊谷市休日・夜間急患診療所　熊谷市休日・夜間急患診療所条例（平成１７年条例第１６４号）

⑷　熊谷市立石原児童クラブ　熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

⑸　熊谷市立こども館　熊谷市立こども館条例（令和７年条例第　号）

（遵守事項等）

第５条　市長は、拠点施設の利用者の遵守事項を定め、及び拠点施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（立入りの禁止等）

第６条　市長は、拠点施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、拠点施設からの退去を命ずることができる。

（原状回復）

第７条　利用者は、その利用を終えたときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。この条例又は第４条各号に定める条例の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、

同様とする。

（損害賠償）

第８条　利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、拠点施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第２章　広場・施設利用者用駐車場

第１節　広場

（行為の制限）

第９条　広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

⑴　行商、募金その他これらに類すること。

⑵　業として行う写真、映像等の撮影その他これらに類すること。

⑶　興行を行うこと。

⑷　行事又は催事若しくはこれらに類するものを行うために広場の全部又は一部を独占して使用すること。

２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

４　市長は、第１項に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

５　市長は、第１項又は第３項の許可に拠点施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

６　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

⑵　建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
⑶　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益となるとき。
⑷　前３号に掲げるもののほか、拠点施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（行為の禁止等）

第１０条　広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
⑴　施設を損傷し、又は汚損すること。
⑵　土地の形質を変更すること。
⑶　動物を捕獲し、又は殺傷すること。
⑷　ごみその他の汚物を捨てること。
⑸　貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
⑹　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
⑺　立入禁止区域に立ち入ること。
⑻　花火、キャンプファイヤー等を行うために火気を使用すること。
⑼　近隣住民の生活に支障を及ぼす行為をすること。
⑽　前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

２　前項各号に掲げる行為をして市に損害を生じさせたときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第１１条　第９条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第１に定める使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

３　市長は、特別の事情があると認めるときは、第１項の使用料を減

額し、又は免除することができる。

（使用料の不返還）

第１２条　既納の使用料は、これを返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（許可の取消し等）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

⑴　使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

⑵　使用者が使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させたとき。

⑶　使用者が使用の許可の条件に違反したとき。

⑷　使用者が第９条第６項各号（第４号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

⑸　使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

⑹　公益上やむを得ない事由が発生したとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理運営上支障があると認められたとき。

２　市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第１４条　使用者は、使用を終了したときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。前条第１項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第１５条　使用者は、使用中に広場又はその附属施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

第２節　施設利用者用駐車場

（利用日及び利用時間）

第１６条　施設利用者用駐車場の利用日及び利用時間は、別表第２に定めるとおりとする。

（準用）

第１７条　第９条から第１５条までの規定は、施設利用者用駐車場について準用する。

第３章　指定管理

（指定管理者による管理）

第１８条　市長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる業務を行わせることができる。

⑴　第３条第６号及び第７号の施設の利用及び使用に関する業務

⑵　拠点施設の維持管理に関する業務

⑶　前２号に掲げる業務のほか、市長が別に定める業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第６条、第９条、第１３条及び第１５条（前条においてこれらの規定（第６条を除く。）を準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１３条第２項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第１９条　指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

２　市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

⑴　公平な利用を確保することができること。

⑵　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うことができること。

⑶　設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

⑷　指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

⑸　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

第２０条　市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

２　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を市に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第２１条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

⑴　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うこと。

⑵　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り

扱うこと。

２　市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

⑴　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

⑵　指定管理業務の実施に関し必要な事項

⑶　指定管理業務の事業報告に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、管理の適正を期するため必要な事項

（指定の取消し等）

第２２条　市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　指定管理業務又はその経理に関する市の指示に従わないとき。

⑵　第１９条第２項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

⑶　前条第１項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

３　第２０条第１項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第２３条　指定管理者は、拠点施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得

なければならない。

２　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第４章　雑則

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第１９条第１項の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第１１条、第１７条関係）

行為	単位		金額
	数量	時間	
第９条第１項第１号に掲げる行為	１平方メートル	１時間	６０円
第９条第１項第２号に掲げる行為（写真を撮影する行為に限る。）	１件	１時間	１，２６０円
第９条第１項第２号に掲げる行為（写真を撮	１件	１時間	３，７８０円

影する行為を除く。）			
第９条第１項第３号に掲げる行為	１平方メートル	１時間	１２円
第９条第１項第４号に掲げる行為	１平方メートル	１時間	６円

備考

１　行為に要する面積が１平方メートル未満であるとき、又はその面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルとして計算する。

２　使用する時間が１時間未満であるとき、又はその時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。

別表第２（第１６条関係）

施設名	利用日	利用時間
北駐車場	１月１日から１２月３１日までの日	午前８時３０分（児童クラブが開室している日（小学校の授業を行う日以外の日に限る。）にあっては、午前７時３０分）から午後１０時まで
東駐車場	１月４日から１２月２８日までの日	午前７時３０分（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあっては、午前９時）から午後６時３０分まで

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

子育て支援・保健に係る機能の充実及び連携強化を図り、市民生活の発展に資するため、熊谷市子育て支援・保健拠点施設の設置及び管理について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９４号

熊谷市立地域会館条例

（設置）

第１条　生涯学習その他の地域の活動の場を提供し、地域の持続可能性の確保及び活性化を図るため、熊谷市立地域会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊谷市立三尻会館	熊谷市三ケ尻２８７０番地２
熊谷市立佐谷田会館	熊谷市佐谷田３６６番地１
熊谷市立大幡会館	熊谷市代５８６番地５
熊谷市立大麻生会館	熊谷市大麻生１０１２番地１

（管理）

第３条　会館は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（業務）

第４条　会館は、次に掲げる業務を行う。

⑴　ホール、会議室及び活動・交流スペース並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

⑵　その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休館日）

第５条　会館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第６条　会館の利用時間は、午前９時から午後９時３０分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用者の範囲）

第７条　会館の施設等を利用できる者は、生涯学習その他の地域の活動を現に行い、又は行おうとしている者であって、当該地域に居住又は通勤若しくは通学をしているものとする。

２　前項に規定するもののほか、会館の管理上支障のない限りにおいて、その他の者の利用に供することができる。

（利用の許可）

第８条　会館の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

⑴　利用の目的に虚偽があると認められるとき。

⑵　秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

⑶　会館の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

⑷　その他管理上支障があると認められるとき。

３　教育委員会は、第１項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（使用料）

第９条　前条の規定に基づき会館の利用を許可された者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不返還）

第１０条　既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて会館の利用を中止した場合又は市長が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

（目的外利用等の禁止）

第１１条　第８条第１項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、許可目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（遵守事項等）

第１２条　教育委員会は、会館の利用権利者又は利用者の遵守事項を定め、及び会館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（特別設備の許可）

第１３条　利用権利者は、会館の施設等の利用に当たり、特別の設備をし、又は現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第１４条　教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

⑴　利用の目的の偽りその他不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

⑵　第８条第３項の規定による条件に違反したとき。

⑶　第９条の規定による使用料を納付しないとき。

⑷　第１１条の規定に違反したとき。

⑸　その他教育委員会において不適当と認めたとき。

２　市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第１５条　利用権利者は、会館の施設等の利用を終えたときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。前条第１項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第１６条　利用権利者又は利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、会館の施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（利用の制限）

第１７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への立入りを禁止し、又は会館からの退去を命ずることができる。

⑴　秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

⑵　他人の迷惑となる物品等を携帯する者

⑶　貸切利用の手続によらず、活動・交流スペースを事実上独占して利用する者

⑷　その他管理上支障があると認められる者

（販売行為等の禁止）

第１８条　会館においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第１９条　教育委員会は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。第２５条第１項及び別表において「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

⑴　第４条各号に掲げる業務

⑵　会館の維持管理に関する業務

⑶　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第５条、第６条、第８条、第１２条から第１４条まで、第１７条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第１４条第２項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第２０条　指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

２　教育委員会は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

⑴　会館の公平な利用を確保することができること。

⑵　関係する法令、条例及び規則（教育委員会規則を含む。第２２条第１項第１号において同じ。）を遵守し、適正に会館の運営を行うことができること。

⑶　会館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

⑷　指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

⑸　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

第２１条　教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

２　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

３　教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第２２条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

⑴　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に会館の運営を行うこと。

⑵　会館の維持管理を適切に行うこと。

⑶　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

２　教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

⑴　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

⑵　指定管理業務の実施に関し必要な事項

⑶　指定管理業務の事業報告に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、会館の管理の適正を期するため必要な事項

（指定の取消し等）

第２３条　教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。

⑵　第２０条第２項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。

⑶　前条第１項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

３　第２１条第１項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第２４条　指定管理者は、会館の施設の改修、増設その他の教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

２　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第２５条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に会館の利用に係る料金（附属設備の利用に係る料金を含む。以

下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合における利用料金は、別表又は教育委員会規則で定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとする。この場合における同表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

（利用料金の納付等）

第２６条　利用権利者は、前条第２項の規定により指定管理者が定めた利用料金を利用の許可を受けたときに指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

（利用料金の減免）

第２７条　指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第２８条　指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還する。

⑴　会館の管理上又は公益上の必要によって、利用の許可を取り消したとき。

⑵　利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

（指定の取消し等の場合における管理）

第２９条　第２３条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時に施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は

当該停止の期間が終了するまでの間、別表又は教育委員会規則で定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

２　前項の場合にあっては、第２６条、第２７条及び前条の規定を準用する。この場合において、第２６条中「前条第２項の規定により指定管理者が定めた利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第２７条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者が収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第３０条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　利用の許可、使用料の収受、利用の許可の取消し等に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（熊谷市公民館条例の一部改正）

３　熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

第５条　削除

第６条及び第８条第３項中「教育委員会」を「熊谷市教育委員会」に改める。

別表中「佐谷田３４７番地１」を「佐谷田３６６番地１」に、「代５８５番地１」を「代５８６番地５」に、「大麻生１０１０番地」を「大麻生１０１２番地１」に、「三ケ尻２８６８番地１」を「三ケ尻２８７０番地２」に、「太井２１１２番地」を「太井１９４９番地１」に改める。

（熊谷市公民館使用条例の一部改正）

４　熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、熊谷市佐谷田公民館」、「、熊谷市大幡公民館」、「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（休館日）

第１条の２　公民館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、熊谷市秦公民館の休館日は、熊谷市立老人憩の家条例（平成１７年条例第１４６号）第５条に定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第４条第２項中「前項の規定にかかわらず」を「第１項の規定にかかわらず、」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「前条の規定に基づき公民館事業以外の目的について」を「前２条の規定に基づき」に改め、同項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、熊谷市立老人憩の家条例第４条第１

項各号に規定する者が第２条第１項の許可を受けて熊谷市秦公民館を使用する場合における使用料は、無料とする。

別表の１熊谷東公民館等の表佐谷田公民館の項、大幡公民館の項、大麻生公民館の項及び三尻公民館の項を削り、同表備考中「、深谷市又は寄居町」を削る。

別表の３妻沼公民館等の表中「午前８時３０分」を「午前９時」に改め、同表備考中「、深谷市又は寄居町」を削る。

別表（第９条、第２５条関係）

会館の使用料の額（３０分間当たり）

区分		団体	団体以外
ホール		２４０円	９６０円
会議室		８０円	３２０円
活動・交流スペース	個人利用	無料。ただし、営利を目的とする利用は、不可とする。	
	貸切利用	１６０円	６４０円
附属設備		教育委員会規則で定める額	

備考

１　「団体」とは、生涯学習を目的としたグループ、自治会、地域行事実行委員会等の法人格を有しない団体をいう。この場合において、法第２６０条の２に規定する認可地縁団体（次号において「認可地縁団体」という。）は、自治会とみなす。

２　「団体以外」とは、法人格を有する団体（認可地縁団体を除く。以下この号において「法人」という。）、個人等であって、前号の団体に該当しないものをいう。この場合において、法人の組織の一部は、法人とみなす。

３　第８条第１項の許可を受けた利用時間を超過して会館の施設等を利用した場合は、超過した時間に係る使用料を納付しな

ければならない。この場合において、超過した利用時間に３０分未満の端数があるときは、その端数を３０分として計算する。

４　利用権利者が熊谷市に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外のものの場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

５　ホールの半面を利用するときは、規定の使用料の１００分の５０に相当する額とする。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

生涯学習その他の地域の活動の場を提供し、地域の持続可能性の確保及び活性化を図るため、熊谷市立地域会館の設置及び管理について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９５号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事

２　場　　所　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　概　　要　⑴　集会場

鉄筋コンクリート造２階建て　１棟

⑵　駐輪場

鉄骨造平屋建て　２棟

４　契約金額　１，５０４，８００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市村岡３０６番地１

株式会社　ケージーエム

代表取締役　小　林　正　裕

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第９６号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　（仮称）第２中央生涯活動センター電気工事

２　場　　所　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　概　　要　⑴　幹線・動力設備工事
⑵　電灯設備工事
⑶　誘導灯・非常照明設備工事
⑷　その他

４　契約金額　２７７，４７５，０００円

５　契約の相手方　熊谷市佐谷田４９番地１
株式会社　福道電気
代表取締役　福　田　匡　弘

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）第２中央生涯活動センター電気工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第９７号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　（仮称）第２中央生涯活動センター設備工事

２　場　　所　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　概　　要　⑴　空調換気設備工事

⑵　給排水衛生設備工事

⑶　消火設備工事

⑷　その他

４　契約金額　２３０，５６０，０００円

５　契約の相手方　熊谷市問屋町三丁目３番１２号

株式会社　清水アーネット

代表取締役　清　水　龍　男

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）第２中央生涯活動センター設備工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第９８号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第５９号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　６０７，６４０，０００円」を

「４　契　約　金　額　　６１２，３７０，０００円」に変更する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第９９号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第６０号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　４７４，１００，０００円」を

「４　契　約　金　額　　４７９，８２０，０００円」に変更する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１００号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第６１号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　３８３，９００，０００円」を

「４　契　約　金　額　　３８７，９７０，０００円」に変更する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１０１号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　30105　号線	肥塚字天神河原９４６番２地先	
		肥塚字天神河原９４８番地先	